

○苫小牧市PFI事業等審議会条例

令和2年9月14日

条例第22号

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき実施する事業又はこれに類する手法により実施する事業（次条第1項第1号において「PFI事業等」という。）の公正かつ適正な推進を図るため、市長の附属機関として、苫小牧市PFI事業等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
  - ア PFI事業等の実施に関する方針
  - イ PFI事業等を実施する民間事業者（次号並びに第7条第3項及び第4項において「PFI事業者」という。）の募集及び選定の基準
  - ウ その他PFI事業等の実施に関し市長が特に必要と認める事項
- (2) PFI事業者の選定に当たり、PFI事業者及びその事業提案書について、市長の諮問に応じて審査し、及び評価すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項に関し、前条第1項第1号の規定による調査審議又は同項第2号の規定による審査及び評価（次条第1項並びに第7条第1項及び第4項において「審議等」という。）をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者

のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、審議等を終了したときまでとする。

2 臨時委員の任期は、前項の任期の範囲内において市長が定める。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議長は、会長が行う。

4 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、公開しない。

(委員の責務等)

第7条 委員及び臨時委員は、公平かつ公正に審議等を行わなければならない。

2 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員及び臨時委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、PFI事業者が行う提案その他の行為に関与してはならない。

4 審議会は、前項の規定に反して委員又は臨時委員が関与していることが判明したときは、当該PFI事業者を審議等の対象から除外するものとする。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて

意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)